シンガポール調停条約の履行について

日本側報告　山田文（京都大学）

1　はじめに―日本法の状況紹介を兼ねて

（1）SG条約の加入及び調停・仲裁の執行力に関する法改正

「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」（SG条約）の趣旨は、調停利用による商事紛争の友好的解決、商事上の関係終了の回避に着目して調停利用促進を図るため、強制執行の国際的なスキームを設けることにある。このスキームとは、執行を求められた締約国の権限機関が執行拒否事由の存否を判断し、強制執行をするもので、仲裁判断の執行に係るニューヨーク条約に類する。ここで調停は「紛争の当事者が、当該当事者に解決を強制する権限を有しない第三者（以下「調停人」という。）の支援を得て、当該紛争の友好的な解決を図る手続」とされ（条約2条3）、調停人の資格等の規定はない。また執行拒否事由は、別紙のとおり、和解合意の実体法上の無効・取消し、債務内容の不特定、債務の全部の消滅、調停人による法令・準則違反、調停人による開示義務違反、和解適格の欠缺、及び公序良俗違反である（条約5条1(a)-(f)）。

日本は、2023年10月1日にSG条約の加入書を寄託し、本年4月1日に発効の予定である。また、国内実施法として、「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律」（令和５年法16号）を制定した[[1]](#footnote-2)。後述するように、日本はSG条約上のオプトイン留保宣言（条約8条1(b)）を付しており[[2]](#footnote-3)、国内実施法上も、「この法律の規定は、国際和解合意の当事者が、条約又は条約の実施に関する法令に基づき民事執行をすることができる旨の合意をした場合について、適用する。」（同法3条）とする。

他方、国内の民間ADR（調停）手続による和解の執行力付与については、ADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法151号））成立時から議論されてきたが、債務名義濫造の恐れが指摘され、実現してこなかった。しかし今次のSG条約加入を機に執行力の意義やADR利用促進の効果が改めて認められ、また正当性担保のスキームも具体化されたことから、ADR法を改正し（令和5年法53号）、確定した執行決定のある特定和解[[3]](#footnote-4)（同法2条5号。民事執行に係る当事者の合意が要求される）を債務名義として認めることとなった（同法28条、民事執行法22条6号の5）。ただし、消費者紛争、個別労働関係紛争、人事・家庭に関する紛争（ただし、扶養義務等に係る定期金債権〔民事執行法151条の2第1項各号〕を除く）及び条約実施法により執行される紛争は適用除外である（ADR法29条各号）。したがって、SG条約の適用範囲との関係では、ADR法により、B2B紛争のほか、SG条約の適用外であるC2C紛争及び扶養義務等に係る定期金債権に係る紛争（夫婦間の扶助義務、婚姻費用分担義務、子の監護に関する義務、扶養義務）にも執行力が付与されることとなった（民事執行法22条6号の5）。

なお、これら調停に関する立法と同時に、2006年UNCITRAL仲裁モデル法を採用して仲裁法（平成15年法138号）を改正し、執行等認可決定がある場合には仲裁廷による暫定保全措置命令に執行力を付与することとした（仲裁法49条・50条、民事執行法22条6号の3）[[4]](#footnote-5)。

SG条約に関しては、日本にしては珍しく早い（急転直下の）決断であったが、韓国は2016年に仲裁モデル法を採択し2019年にSG条約に署名しているので、これで日本もようやく国際商事仲裁・調停の潮流に追いついたことになる。

（2）立法の背景

このような立法に至った背景としては、政策レベルでは司法制度改革（2001年）以降の利用促進政策、近時の経済政策としての国際仲裁・調停の活性化が挙げられる[[5]](#footnote-6)。また、ADR法施行後、多くのADR機関が認証を受け[[6]](#footnote-7)、また弁護士が関与するADRも増加し、その実績により一定の社会的信用を得たことが、今次の改正で債務名義濫用論が聞かれなかった一因と推測される。

（3）執行力付与の影響

もっとも、調停による和解合意（以下、ADR和解ともいう）の実現のために国家の執行権が動員されることについては、ADRならではの任意履行の期待やその基礎となる当事者間の信頼性への無頓着、強制執行をしないという手続的な自由の喪失、当事者の萎縮の恐れ等の批判がある。これらはADRの本質に係る批判であるが、手続のあり方についても当事者の選択に委ねるというメタレベルの自由度を強調するならば、強制執行の利用もまた当事者の意思によらせることでより汎用性あるADRのデザインとなると応答することも可能であろう。

他方、執行力付与を前提としても、私的契約であるADR和解に執行力を付与する根拠について、調停人の役割を含めて理論的な検討が必要となる[[7]](#footnote-8)。また、執行拒否事由に調停人の行為が含まれたこと[[8]](#footnote-9)は、これらは当事者申出事由であって公序とは区別されるものの、調停に広い意味でのデュープロセスの発想を持ち込むものとも考えられる。これを手続の構造化として警戒する向きもあり得るが、手続の柔軟性とデュープロセスの両立を図ることは当事者の主体的地位と合意の真意性を保障するための基本的な要請であり、紛争類型や当事者の属性等に応じて両立のあり方を検討することが求められよう。例えば消費者紛争等当事者間に定型的な格差が認められる場合にはデュープロセスの固定化が考えられるが、B2B紛争ならば調停人の関与の仕方を個別の合意で決めることも考えられる。将来的には紛争類型別のデュープロセスを検討し、紛争別の専門店を出すイメージでADRを提供することで、社会的な認知も拡がる可能性も指摘できよう。

（4）日本法固有の課題

本報告は、日韓共通の課題として上記を中心とするが、日本法の状況についても触れておく。

日本には黒船来港という表現があるが、SG条約の加入により、国際調停と国内調停で調停人の資格等に相違が生ずることとなった[[9]](#footnote-10)。SG条約に従い、国際調停では、調停人の資格を問わず、認証による規律もない調停手続によるADR和解に執行力が認められるのに対し、国内調停では、たとえ弁護士会が運営し弁護士が調停人であっても、認証を得ていない限り今次の改正ADR法上のスキームの適用外となる。ADR法が、認証機関のみに法的効果を付与する構造であることの延長とも言えるが、実質的に見ればバランスを欠くように思われる[[10]](#footnote-11)。また、消費者紛争等は当事者間の定型的格差を理由に適用除外とされたが、消費者が債権者となる場合や長期の分割弁済となる場合等は、執行力を与えることこそ当事者間の衡平にかなう（扶養料等に係る紛争が適用対象とされたことも、同様の趣旨であろう）。将来的には、紛争類型に応じた特則を設けるなどして執行力を付与し、ADR和解の合意のみならず実現まで視野に入れて（ただし、実現方法は強制執行に限らない）解決手続の選択・形成ができるようデザインすることが望ましいように思われる。

2　ADR和解に基づく執行力の根拠及び正当化

（1）裁判以外の債務名義による執行の正当化

民事執行における実体的正当性は権利の蓋然性・即時請求可能性に依拠するが、債務名義の制度により、有効な債務名義の存在とその記載内容が実体的正当性の要件を具備していることの確認で足りるとされる[[11]](#footnote-12)。当事者の合意に基づく債務名義では、この実体的正当性は、債務名義上の「実体権の存在の判断」ではなく[[12]](#footnote-13)当該合意の真正な成立により記載内容と合意された権利関係との合致の蓋然性が高いことに基づくと考えられる。同時に、債務名義の成立過程に債務者の関与の機会を保障して手続的正当性を確保し、実体的・手続的正当性の保障により民事執行を正当化すべきと考えられる[[13]](#footnote-14)。

そこでこれを今次のスキームに当てはめてみると、実体的な正当性について、合意の真意性は第一次的には調停人が保障し、さらに執行決定の手続において当事者に主張・立証の機会を与え（さらに即時抗告の機会も保障し）裁判所による保障を行うという二重の判断体制であり、慎重な手続と言える（ただし、調停人がどの段階から関与するかについて一般的な規定はないので、二重といっても一律ではない）。手続的な正当性についても、調停人の仲介により債務者の手続関与の機会をより実質的なものとすることができ、またこれを客観的に記録化することも可能となる。さらに、当事者の民事執行の合意を得ることで、自己の法的地位について明示的な判断を行うとともに、任意履行との比較衡量を含めた手続選択を行う意味でも手続的関与があると言えよう。

これを裁判以外の債務名義である①執行証書（民事執行法22条5号）及び②仲裁判断（同条6号の2）と比較すると、

①執行証書は公証人が公的機関として実体的正当性を公証するため実体法上の無効等を確認し（公証人法26条）、執行受諾文言を確認する。ただし、合意成立後の関与であり、公証人による手続も存在しないので、合意形成過程の確認は限定的とならざるを得ない。この点は、執行証書の対象が金銭請求に限定されていることとのバランスを反映するものとも言える。

②仲裁判断は、裁判に代わる紛争解決を求める仲裁合意の成立、及び、仲裁法上、判断形成過程における手続保障が確保され、これらが仲裁廷及び執行決定により判断されることに実体的・手続的正当性が求められる。調停に関しても、公正な第三者（条約5条1(f)の執行拒否事由参照）と執行決定により実体的な正当性が確認され、手続的正当性についても、調停利用合意[[14]](#footnote-15)により適用されるべき準則に基づく手続が実施されれば（同条1（e）の執行拒否事由）、債務者の実質的な関与の機会は保障されると考えられる（そうでなければ執行決定手続で拒否事由が主張されるであろう）。とは言え、仲裁に比べると手続的正当性の制度的担保が弱い（個別的な証明に負う）ことは指摘可能であり、その点でSG条約のスキームの採用により正当化論が拡大されたと言えそうである。もっとも、民事執行の合意を要求することで、定型的・制度的な正当性強化がなされている点は、日本法固有のポリシーの表れと言えよう。

（2）相対交渉による和解契約との対比

このように見てくると、ADR和解の執行力を正当化する論拠として、①和解合意形成過程（調停のプロセス）における、調停人による、同時的な実体的正当性（合意の真意性）の担保、②執行決定手続による事後的な実体的正当性の担保、③調停人の（個別事件に適用される）行為規範の遵守及び執行決定手続による手続的正当性の担保が挙げられる。③に関しては、債務者の手続関与の機会保障について、最小限のデュープロセスにより定型的に確認できる場合が多いと考えられる[[15]](#footnote-16)。民事執行の合意も実体的・手続的正当性の基礎となろう。

さてSG条約上、調停人の仲介のあり方には規定がないので、例えば合意形成の最終段階のみ関与する場合も、それが当事者の予定する準則（公序に関わるものを除く）に沿っている限りで、他の要件が揃えば執行拒否事由にはあたらないことになる。合意後の関与に関しては困難な問題であるが、①について個別の紛争との関係で当事者の意思を確認した実質が認められ、②でこれが主張・証明され、③で準則違反が認められない場合には、執行力を認めざるを得ないこともあり得よう[[16]](#footnote-17)。

日本法においては、この場合に執行債権に制限がないとすれば、執行証書制度との関係が問題視され得る。もっとも、思考実験としては、調停人の関与がゼロとなる場面（相対交渉による和解合意）に執行力を認める余地があるかを検討することは可能である。例えば紛争解決のために相対交渉による和解を選択し、和解契約（民法695条）の成立により争いをやめる（提訴しない）意思が明確に認められるような場合は、執行による結果実現を想定するADR和解と同視できる程度に、合理的な紛争解決意思であると解することも理論的にはあり得よう。一般に、仲裁判断の執行力については裁判に代替する紛争解決選択の意思の合理性が根拠とされるが、仮に交渉による和解合意においても和解契約の成立を条件として同様の意思の合理性が認められる場合があれば、立法上、執行決定等何らかの方法で公的な判断の制度を設け、相対交渉による和解合意に実体的正当性・手続的正当性を認めることができれば、これを根拠とする執行力をアプリオリに排除することはしないとの法政策も、現在の執行スキームのもとでは可能なのではないか。

もっとも、このような制度では①の不在を②で補う必要があり、裁判所のコストが一層大きくなり、当事者も立証困難等のため執行力付与の予測可能性が低く、やはりコストが大きいと言わざるを得ない[[17]](#footnote-18)。また、相対交渉では交渉行動の不合理さを是正することが難しく[[18]](#footnote-19)、第三者たる調停人の存在は交渉の合理化にとっても有益である。とは言え、原理的には和解合意を基点として執行力の根拠を捉えることは、執行証書ほか裁判以外の債務名義との関係でも整合しないわけではないし、例えば弁護士間の交渉結果に執行力を認めるといった制度も原理的に排除されるわけではないだろう。

3．残された課題など

　日本では仲裁・ADRともに従来の立法課題は実現されたが、執行の合意の取り方ないし排除の仕方、和解の債務名義化の困難、執行不奏功の場合の手当て、請求異議訴訟への対応等、執行に関する実務上の課題は数多く存在する。また、仲裁・ADRの利用活性化を図るためには、民事執行を予定しないADR等多様性を明示するとともに、紛争類型による執行の可否を踏まえた分かりやすい手続デザインが必要となる。また、ソフト面（潜在的利用者や手続利用を助言する実務法曹へのアプローチ、調停人・仲裁人の研修、（多層的）紛争解決条項の浸透、機関規則の工夫等）の充実も急がれる。

中長期的には、1．で述べた国際・国内調停のずれへの制度的な対応が必要となり、認証制度のあり方も再検討の余地があろう。また、ODRによる和解合意については現時点では既存の制度で対応することが想定される。ODRは開発される技術に依存するところがあり、前もっての規範論は立てにくいようには思われるが、日本のように訴訟件数もADR・仲裁件数も少ない中でODR利用は増える可能性もあり、注視を要しよう。

また国際的には韓国をはじめとして渉外取引による国際性のある紛争範囲は拡大し、BとCの区別も実質的には薄れており、ADR・仲裁の重要性（実質的には第一次的で最終的な解決手続となる）は従来とは異なるフェーズを迎えそうである。本大会を契機として、ADR・仲裁に係る情報交換や人の交流を一層広げ、手続の基本を共通とする国同士として研修等共有できる部分は積極的にすすめることが望ましいものと思われる。

1. 基本的には条約に従った規定であるが、執行力と並ぶ救済とされた効果、すなわち和解合意の対象たる事項が争われる場合にこれを解決済みと主張するために援用を許すこと（条約3条2）は、日本では民法上の和解契約の効果として認められているので、立法化していない。 [↑](#footnote-ref-2)
2. 現時点で、加盟国（13）のうち同様の留保宣言をしている国は、日本のほかジョージアとカザフスタンである。 [↑](#footnote-ref-3)
3. 「特定和解」の定義は、次のとおりである（改正後ADR法2条5号）。

   「特定和解　認証紛争解決手続において紛争の当事者間に成立した和解であって、当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたものをいう。」 [↑](#footnote-ref-4)
4. SG条約実施法及びADR法改正の審議は、もともと仲裁法の改正を対象とする法制審議会仲裁法制部会において、仲裁・調停の連携にも鑑み、仲裁を含むADRの利用促進を目的として同時に行われたものである。 [↑](#footnote-ref-5)
5. 2020年には、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法改正により、外国弁護士の業務に国際調停事件の法律事務が追加されたことは象徴的といえる。 [↑](#footnote-ref-6)
6. 2024年現在、169の手続が認証を受けている。 [↑](#footnote-ref-7)
7. 山本和彦「仲裁の暫定保全措置及びADR和解の執行力について」慶応法学50号309頁（2023）331頁は「理論的には、これが執行力の根幹に関わる問題を秘めた改正であることもまた事実である。･･･積み残しの課題となっている外国裁判所における保全処分や裁判上の和解に対する執行力の付与に関する議論も進展し、何らかの解決が将来的に図られることが望ましい。」と言う。 [↑](#footnote-ref-8)
8. 条約実施法5条12項5号・6号は、次のとおりである（SG条約5条1（e） (f)と同じ）。

   　五　調停人が、法令その他当事者間の合意により当該調停人又は当該調停人が実施する調停に適用される準則（公の秩序に関しないものに限る。）に違反した場合であって、その違反する事実が重大であり、かつ、当該国際和解合意の成立に影響を及ぼすものであること。」

   　六　調停人が、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を開示しなかった場合であって、当該事実が重大であり、かつ、当該国際和解合意の成立に影響を及ぼすものであること。 [↑](#footnote-ref-9)
9. 業として調停を行うことは弁護士法に抵触する恐れがあるため（弁護士法72条）、ADR法は、弁護士以外の者が業として調停を行う場合には、法務大臣の認証を得る必要がある旨を規定し、認証基準として紛争分野の専門性のほか、弁護士による助言措置等を求めている（ADR法6条1号～16号）。ただし、SG条約実施法の適用範囲では、日本国内で調停がなされる場合にも、条約との整合性を図るため、上記認証は要求されない。 [↑](#footnote-ref-10)
10. 条約実施法上、両当事者が日本企業であっても一方の親会社が外国企業である場合等には国際性が認められるので、弁護士でない者が調停人として実施した手続によるADR和解にも執行力が付与されることになる（同法2条3項1号参照。ただし、ADR法上の時効の完成猶予等の法的効果〔ADR法25条〕は生じない）。いずれにしても、med-arb等仲裁と調停の組み合わせが多用される商事紛争において、調停人と仲裁人の資格が異なることで、円滑な手続運営が困難となる恐れがある。 [↑](#footnote-ref-11)
11. 竹下守夫「民事試行における実体法と手続法」同『民事執行における実体法と手続法』（有斐閣・1990〔初出・1984年〕45頁、55頁以下。 [↑](#footnote-ref-12)
12. 中野貞一郎『民事執行法』151頁。 [↑](#footnote-ref-13)
13. 竹下・前掲注10・55頁以下、山本・前掲注＊312頁、条解民事執行法（第二版）135頁〔垣内秀介〕等参照。 [↑](#footnote-ref-14)
14. 東京高判平成23年6月22日参照。和解契約が有効であれば争いをやめることになるので（民法695条・696条）、その限りで、調停利用合意も有効に成立している限り、訴訟に代わる紛争解決を求める意思に基づくと言うことができ、仲裁合意と同様、合理的な意思である。そうであれば、執行決定等を通じて、解決結果の強制的実現に国家が手を貸すことにも合理性があるように思われる。 [↑](#footnote-ref-15)
15. 仮に当事者の一方の関与の機会を与えないような“準則”が主張されたとしても、「公の秩序に関するもの」（条約５条１(f)、条約実施法５条12項５号括弧書参照）と判断されることになろう。 [↑](#footnote-ref-16)
16. “調停人”の確認により合意内容の一部変更があれば、①を満たしたものと言いやすいが、確認の結果変更の必要がないことが“調停人”により確認された場合を排除できるかは事実関係によらざるを得ないのではないか。 [↑](#footnote-ref-17)
17. 調停人の代わりにODRのシステムが交渉を記録し合意を文書化する技術のもとでは、コストを抑えられるかもしれない。 [↑](#footnote-ref-18)
18. 行動経済学の知見が示すように、交渉においては様々なバイアスや不合理性が内在する。 [↑](#footnote-ref-19)